

年管管発 0611 第 4 号
令和元年 6 月 11 日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について

特別障害給付金に係る事務については、「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日付け庁保発第 0513001 号。以下「通知」という。）等により取り扱われているところである。

本日、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について」（令和元年 6 月 11 日付け年管企発 0611 第 1 号、年管管発 0611 第 1 号）が発出され、特別障害給付金の現況の届出の際に添付することとされている所得状況届については、情報連携により受給資格者に係る地方税関係情報を確認できる場合には、提出を求めない取扱いとすることとされた。

これに伴い、通知を別紙のとおり改正し、令和元年 7 月 1 日から施行することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、別紙中の機関の名称については、「日本年金機構の設立に伴う既存通知等の取扱い等について」（平成 22 年 1 月 1 日付け年発 0101 第 2 号）の 1（2）④により所要の読替えを行われたい。

市区町村に対しては、地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日付け庁保
 険発第 0513001 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
特別障害給付金事務取扱要領 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 諸変更届等の事務処理 第 1 節（略） 第 2 節 諸変更届等事務 1（略） 2 社会保険事務局における処理 （1）・（2）（略） （3）現況届等の送付 ①（略） ② 毎年 6 月、「現況届」を受給資格者に、 「特別障害給付金現況届要提出者一覧表」 を社会保険事務所にそれぞれ送付するこ と。 <u>行政手続における特定の個人を識別す ための番号の利用等に関する法律（平 成 25 年法律第 27 号）第 22 条第 2 項の規 定に基づく添付書類省略ができない受給 資格者には、所得状況届を送付すること。</u> ③・④（略） 3（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 4 章（略） 第 5 章 使用するコード及び諸様式 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1・2（略） 3 通知等の様式 （中略） (削除) 82 （後略）	特別障害給付金事務取扱要領 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 諸変更届等の事務処理 第 1 節（略） 第 2 節 諸変更届等事務 1（略） 2 社会保険事務局における処理 （1）・（2）（略） （3）現況届等の送付 ①（略） ② 毎年 6 月、「現況届」及び「 <u>所得状況 届</u> 」を受給資格者に、「特別障害給付金 現況届要提出者一覧表」を社会保険事務 所にそれぞれ送付すること。 <u>ただし、所 得確認を所得状況連名簿により行うこと としている受給資格者については、「所 得状況届」の送付を省略して差し支えな いこと。</u> ③・④（略） 3（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 4 章（略） 第 5 章 使用するコード及び諸様式 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1・2（略） 3 通知等の様式 （中略） 特別障害給付金受給資格者定時届 82 関係連名簿 （後略）

年管管発 0611 第 5 号
令和元年 6 月 11 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について

標記について、別添のとおり日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知をしたので御了知いただくとともに、貴管内市区町村への周知をお願いします。

年管管発 0611 第 4 号
令和元年 6 月 11 日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について

特別障害給付金に係る事務については、「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日付け庁保発第 0513001 号。以下「通知」という。）等により取り扱われているところである。

本日、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について」（令和元年 6 月 11 日付け年管企発 0611 第 1 号、年管管発 0611 第 1 号）が発出され、特別障害給付金の現況の届出の際に添付することとされている所得状況届については、情報連携により受給資格者に係る地方税関係情報を確認できる場合には、提出を求めない取扱いとすることとされた。

これに伴い、通知を別紙のとおり改正し、令和元年 7 月 1 日から施行することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、別紙中の機関の名称については、「日本年金機構の設立に伴う既存通知等の取扱い等について」（平成 22 年 1 月 1 日付け年発 0101 第 2 号）の 1（2）④により所要の読替えを行われたい。

市区町村に対しては、地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日付け庁保
 険発第 0513001 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前				
特別障害給付金事務取扱要領 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 諸変更届等の事務処理 第 1 節（略） 第 2 節 諸変更届等事務 1（略） 2 社会保険事務局における処理 （1）・（2）（略） （3）現況届等の送付 ①（略） ② 毎年 6 月、「現況届」を受給資格者に、 「特別障害給付金現況届要提出者一覧表」 を社会保険事務所にそれぞれ送付するこ と。 <u>行政手続における特定の個人を識別す ための番号の利用等に関する法律（平 成 25 年法律第 27 号）第 22 条第 2 項の規 定に基づく添付書類省略ができない受給 資格者には、所得状況届を送付すること。</u> ③・④（略） 3（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 4 章（略） 第 5 章 使用するコード及び諸様式 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1・2（略） 3 通知等の様式 （中略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(削除)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">82</td> </tr> </table> （後略）	(削除)	82	特別障害給付金事務取扱要領 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 諸変更届等の事務処理 第 1 節（略） 第 2 節 諸変更届等事務 1（略） 2 社会保険事務局における処理 （1）・（2）（略） （3）現況届等の送付 ①（略） ② 毎年 6 月、「現況届」及び「 <u>所得状況 届</u> 」を受給資格者に、「特別障害給付金 現況届要提出者一覧表」を社会保険事務 所にそれぞれ送付すること。 <u>ただし、所 得確認を所得状況連名簿により行うこと としている受給資格者については、「所 得状況届」の送付を省略して差し支えな いこと。</u> ③・④（略） 3（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 4 章（略） 第 5 章 使用するコード及び諸様式 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1・2（略） 3 通知等の様式 （中略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">特別障害給付金受給資格者定時届 関係連名簿</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">82</td> </tr> </table> （後略）	特別障害給付金受給資格者定時届 関係連名簿	82
(削除)	82				
特別障害給付金受給資格者定時届 関係連名簿	82				